

静岡県新文化施設運営事業

公共施設等運営権基本協定書（案）

令和7年12月

静岡県

静岡県新文化施設運営事業に関して、静岡県（以下「県」という。）と PFI 事業者（第1条において定義する。）は、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（定義）

第1条 本協定において、

- (1) 「運営権」とは、本事業に関し実施契約に基づき SPC に設定される予定の PFI 法第2条第7項に定義される公共施設等運営権をいう。
- (2) 「SPC」とは、本事業を遂行することを目的として設立される株式会社をいう。
- (3) 「会社法」とは、会社法（平成17年法律第86号）をいう。
- (4) 「議決権付株式」とは、SPC の発行する株式で、SPC の株主総会における全ての決議について議決権を有する普通株式をいう。
- (5) 「議決権付株主」とは、議決権付株式の株主をいう。
- (6) 「事業期間」とは、実施契約等で定められる本事業の契約期間をいう。
- (7) 「実施契約」とは、本事業の実施に関し、PFI 法第22条に基づいて県と SPC との間で締結される「静岡県新文化施設運営事業 公共施設等運営権実施契約」をいう。
- (8) 「募集要項」とは、県が令和7年11月28日付で公表した本事業の事業者募集に係る「静岡県新文化施設運営事業 募集要項」（修正があった場合は、修正後の記述による。）をいう。
- (9) 「募集要項等」とは、県が令和7年11月28日付で公表した募集要項、募集要項と一体をなすものとして公表した要求水準書、優先交渉権者選定基準、提案記載要領・様式集、実施契約書（案）、基本協定書（案）及び守秘義務対象開示資料（いずれも修正があった場合は、修正後の記述による。）並びに県のホームページへの掲載その他の方法により公表した質問回答その他これらに関する県が発表した資料をいう。
- (10) 「PFI 事業者」とは、有識者により構成する審査委員会等の意見を踏まえて、本事業の第二次審査参加者のうち、優先交渉権者として選定され、県が本事業を実施することが適当と認めたもので、本協定の締結主体となる、単体企業又は複数の企業によって構成されるグループをいう。
- (11) 「PFI 事業者構成員」とは、PFI 事業者が複数の企業によって構成されるグループである場合における PFI 事業者代表企業以外の企業をいう。
- (12) 「PFI 事業者代表企業」とは、PFI 事業者が複数の企業によって構成されるグループである場合におけるその代表となる企業をいう。
- (13) 「PFI 事業者提出提案書」とは、本事業の募集及び選定手続において PFI 事業者が令和8年〔〕月〔〕日付で県に提出した提案書類一式及び、その他提案書類一式について県が PFI 事業者に対して確認した事項に対する PFI 事業者の回答（書面による回答（県に提出された書類を含む。）及び口頭による回答を含む。）をいう。
- (14) 「PFI 法」とは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいう。

(15) 「本事業」とは、県が PFI 法に基づく特定事業として選定し、同法第 2 条第 6 項に定義される公共施設等運営事業として実施される、静岡県新文化施設運営事業をいう。

(趣旨)

第 2 条 本協定は、募集要項等に定める手続により、PFI 事業者が SPC を通じて本事業を実施する者として選定されたことを確認し、PFI 事業者が本事業を実施するために第 4 条に基づき今後設立する SPC をして、第 7 条に基づき県との間で実施契約を締結せしめ、その他本事業を円滑に実施するために、県と PFI 事業者が負うべき責務及び必要な諸手続について定めることを目的とする。

(基本的合意)

第 3 条 県及び PFI 事業者は、PFI 事業者が、募集要項等に定める手続により、SPC を設立し、SPC をして本事業を実施せしめる者として選定されたことを確認する。

2 PFI 事業者は、募集要項等に記載された条件を遵守の上、県に対し PFI 事業者提出提案書による提案を行ったものであることを確認する。

(SPC の設立)

第 4 条 PFI 事業者は、本協定締結後速やかに、以下の各号の要件を満たす SPC を設立し、SPC の設立登記完了後速やかに SPC に係る商業登記簿謄本、定款の原本証明付の写し及び代表印の印鑑証明書を県に提出しなければならない。

(1) SPC は、県内において、会社法に基づき適式、有効かつ適法に設立され、存続する株式会社であること。

(2) SPC は、設立時及び事業期間の開始予定日における資本金と資本準備金の合計額がいずれの時点においても [] 円以上であること。

(3) SPC の定款に、SPC が発行できる株式は、議決権付株式のみであることの規定があること。

(4) SPC の定款に、会社法第 326 条第 2 項に定める取締役会、監査役会及び会計監査人等を設置する規定があること。

(5) SPC の定款の事業目的が本事業の遂行に限定されていること。

(6) SPC は PFI 法第 29 条第 1 項第 1 号イ、ロ、ニ及びトのいずれにも該当しないこと。

2 PFI 事業者は、SPC の設立登記完了後速やかに、SPC をして、設立時取締役、設立時監査役等及び設立時会計監査人を県に通知させるものとする。

(SPC の株主)

第 5 条 全ての PFI 事業者は、前条第 1 項に基づき SPC を設立するにあたり、別紙 1 に PFI 事業者の出資額として記載されている金額の出資をし、係る出資に対応する議決権付株式の割り当てを受けるものとする。

2 PFI 事業者は、SPC 設立時において、以下の事項を誓約し、SPC 設立と同時に、別紙2記載の株主誓約書を提出するものとする。

(1) 議決権付株主は、議決権付株式（議決権付株式に転換若しくは交換され得る有価証券又は議決権付株式を受領する権利を表象する有価証券を発行した場合には当該有価証券も含む。以下本条において同じ。）について、①他の議決権付株主又は②県との間で締結された契約等によりあらかじめ譲渡、質権設定その他の担保設定（以下総称して「処分」という。）の相手方として認められた者以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、書面による県の事前の承認を受けるものとする。なお、議決権付株式の譲渡においては、当該譲渡後においても SPC における PFI 事業者の議決権保有割合が最大とならなければならない。また、PFI 事業者が、保有する全ての議決権付株式の処分を行おうとするときは、書面による県の事前の承認を受けるものとする。

(2) 議決権付株主は、前号の規定に従い県の承認を得た上で、その所有に係る議決権付株式を処分しようとする場合、その処分先をして、別紙2に記載の株主誓約書と同様の内容の誓約書をあらかじめ県に提出せしめるものとする。

(3) SPC が、新たに議決権付株式を発行しようとする場合、議決権付株主は、県の事前の書面による承認を得た上で、これらの発行を承認する株主総会において、その保有する議決権を行使するものとする。

(4) 議決権付株主は、以下のいずれかの要件を満たさない者に対してその所有に係る議決権付株式を処分してはならない。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

② PFI 法第9条各号に掲げる特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。

③ 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされたとき又は手形若しくは小切手が不渡りになったとき等。ただし、県が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）にないこと。

(5) 議決権付株主は、株主間契約（2者以上の議決権付株主の間で締結される、SPC における議決権付株主の出資割合、議決権割合又は SPC の運営に関する全ての契約をいう。）を締結した場合、その写しを県に提出するものとする。当該契約が変更された場合も同様とし、当該契約が解除又は終了した場合にはその旨県に通知する。

3 議決権付株主が議決権付株式の処分について前項第1号の県の事前の承認を求めた場合において、①議決権付株式の処分先が前項第4号に定める要件を満たしており、②議決権付株式の譲渡後においても SPC における PFI 事業者の議決権保有割合が最大であり、かつ③当該議決権付株式の処分者及び処分先が、(i) 当該処分先が公募時の参加資格に準じた一定の資格要件を満たしていること、及び(ii) 当該処分が SPC による本事業実施の継続を阻害しないことを証明した場合には、県は、関係行政機関と協議した上で、原則と

して当該株式処分を承認する。

(運営権の設定)

第6条 運営権に基づく本施設の運営事業は、県が運営権を設定した日から開始するものとする。

(実施契約の締結)

第7条 県及びPFI事業者は、募集要項等に記載された条件及びPFI事業者提出提案書に基づき、県とSPCとの間において実施契約が締結できるよう、それぞれ最大限の努力をするものとする。なお、県は、募集要項等に定める手続において修正された実施契約書（案）の修正には、原則として応じない。

2 PFI事業者は、県から請求があった場合には速やかに、県に対し、PFI事業者提出提案書の詳細を明確にするために必要又は相当として県が合理的に要求する資料その他一切の書面及び情報（以下「資料等」という。）を提供する。

3 前項に基づきPFI事業者提出提案書を明確にする過程において、県が資料等の中に募集要項等に記載された条件に合致しない内容が含まれていると判断した場合、PFI事業者は、自己の責任及び費用により、PFI事業者提出提案書及び資料等が募集要項等に記載された条件に合致するよう訂正する。

4 PFI事業者は、SPCの設立の前後を問わず、また、実施契約締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業に関して必要な準備行為をなすことができるものとし、県は、必要かつ可能な範囲でかかる準備行為に協力するものとする。なお、PFI事業者は、SPC設立に際して、それ以前にPFI事業者が行った準備行為をSPCに引き継ぐものとする。

5 県は、実施契約が締結される前にPFI事業者（複数の企業によって構成される場合には、PFI事業者代表企業又はPFI事業者構成員のいずれか）に次の各号に定める事由が生じたとき（第5号に定める事由については、当該事由が判明したとき）は、実施契約を締結しないことができる。

（1）本事業に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条の規定による公正取引委員会のPFI事業者に対する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合については、同法第62条第1項の規定による納付命令）が確定したとき。

（2）本事業に関して、PFI事業者（法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（3）PFI法第9条各号に掲げる特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当したとき。

（4）地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく参加資格の制限又は県が定める入札参加停止の基準・要領等に掲げる措置要件のいずれかに該当したとき。

(5) 偽りその他不正の方法により募集要項等に基づく選定手続においてPFI事業者として選定されたとき。

(実施契約の不成立)

第8条 PFI事業者の責めに帰すべき事由により、実施契約の締結に至らなかつた場合、以下のとおりとする。

(1) 既に県及びPFI事業者が本事業の準備に関して支出した費用は、PFI事業者が（複数の企業によって構成される場合には、PFI事業者代表企業及びPFI事業者構成員が連帶して）負担する。

(2) 県は、前項の費用のほか、実施契約の締結に至らなかつたことによる損害を受けたときは、PFI事業者に対してその損害の賠償を請求することができる。PFI事業者（複数の企業によって構成される場合には、PFI事業者代表企業及びPFI事業者構成員）は、かかる損害賠償の請求を受けたときは、（複数の企業によって構成される場合には、連帶して）これを支払わなければならない。

2 県の責めに帰すべき事由により、実施契約の締結に至らなかつた場合、既に県及びPFI事業者が本事業の準備に関して支出した費用の負担は、県とPFI事業者の協議によって決定されるものとする。

3 県及びPFI事業者のいずれの責めにも帰すべからざる事由により、実施契約の締結に至らなかつた場合は、既に県及びPFI事業者が本事業の準備に関して支出した費用その他の損害又は増加費用については各自これを負担するものとし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(賠償の予定)

第9条 PFI事業者は、PFI事業者（複数の企業によって構成される場合には、PFI事業者代表企業又はPFI事業者構成員のいずれか）が第7条第5項第1号又は第2号のいずれかに該当するときは、サービス対価の100分の10に相当する金額を賠償金として（複数の企業によって構成される場合には、連帶して）支払わなければならない。ただし、第7条第5項第2号のうち、PFI事業者構成員（法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、県に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(秘密保持)

第10条 県及びPFI事業者は、本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずして第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、裁判所又は監督官庁により開示が命ぜられた場合、PFI事業者が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合、県が静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号）等に基

づき開示する場合、並びに当該情報を知る必要のある県又はPFI事業者（複数の企業によって構成される場合には、PFI事業者若しくはPFI事業者構成員）及びこれらの従業員、代理人、請負人又は弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、県並びにPFI事業者と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合は、この限りでない。

(本協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、別途定める場合を除き、本協定締結の日から実施契約の終了までとする。ただし、実施契約の締結に至らなかった場合は、実施契約の締結に至る可能性がないと県が判断してPFI事業者（複数の企業によって構成される場合には、PFI事業者代表企業）に通知した日をもって、本協定の有効期間は終了する。なお、本協定の有効期間の終了にかかわらず、前三条（第9条が引用する第7条第5項第1号及び第2号については当該引用の範囲で）及び第13条の規定の効力は存続するものとする。

(協議)

第12条 本協定に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて県とPFI事業者が協議して定めるものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第13条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は静岡地方裁判所とする。

以上

上記契約の成立を証するため、本協定書〔〕通を作成し、県並びにPFI事業者（複数の企業によって構成される場合には、PFI事業者代表企業及びPFI事業者構成員）はそれぞれ記名押印の上、各自その1通を所持する。

ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者が総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第2条第2項第1号に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和〔〕年〔〕月〔〕日

静岡県

知事 鈴木 康友

【PFI事業者名】

(代表企業)

【PFI 事業者代表企業名】

【代表者名】

(PFI 事業者構成員)

【PFI 事業者構成員名】

【代表者名】

(別紙1) SPC設立時のPFI事業者構成員の出資一覧の様式

令和〔〕年〔〕月〔〕日

(あて先) 静岡県知事

SPC設立時のPFI事業者構成員の出資一覧

株主名	出資金額
	円
	円
	円
	円
	円
	円
出資金額合計	円

(別紙2) 株主誓約書の様式

株 主 誓 約 書

令和〔〕年〔〕月〔〕日

静岡県 知事 鈴木 康友 殿

住 所

氏 名

代表取締役 ●● ●●

●●（以下「当社」という。）は、本日付をもって、県に対して下記の事項を誓約し、かつ表明及び保証いたします。なお、特に明示のない限り、本誓約書において用いられる用語の定義は、県並びに●●、●●及び●●の間で令和〔〕年〔〕月〔〕日付で締結された静岡県新文化施設運営事業 基本協定書に定めるとおりとします。

1 SPCが、県内において、令和〔〕年〔〕月〔〕日に会社法上の株式会社として適式、有効かつ適法に設立され、本日現在有効に存在すること。

2 当社は、議決権付株式（議決権付株式に転換若しくは交換され得る有価証券又は議決権付株式を受領する権利を表象する有価証券を発行した場合には当該有価証券も含む。以下本書において同じ。）について、①他の議決権付株主又は②県との間で締結された契約等によりあらかじめ譲渡、質権設定その他の担保設定（以下総称して「処分」という。）の相手方として認められた者以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、書面による県の事前の承認を受けること。かかる義務に当社が違反して議決権付株式を処分した場合には、当該議決権付株式の処分価格相当額の違約金を県に支払うこと。なお、本議決権付株式の譲渡後のSPCにおけるPFI事業者の議決権保有割合が議決権付株主のうちで最大とならない場合は、当該譲渡及び当該譲渡に係る県への承諾の申請を行わない。また、保有する全ての議決権付株式の処分を行おうとするときは、書面による県の事前の承認を受けること。

3 当社は、前号の規定に従い、県の承認を得た上で、その所有に係る議決権付株式を処分しようとする場合、その処分先をして、本誓約書と同様の内容の誓約書をあらかじめ県に提出せしめること。

4 SPCが、新たに議決権付株式を発行しようとする場合、当社は、県の事前の書面によ

る承認を得た上で、これらの発行を承認する株主総会において、その保有する議決権を行使するものとすること。なお、議決権付株式の発行後においても SPC における PFI 事業者の議決権保有割合が最大とならないときは、発行に係る議案に賛成しない。

5 当社は、以下のいずれかの要件を満たさない者に対してその所有に係る議決権付株式を処分しないこと。

① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。

② PFI 法第 9 条各号に掲げる特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。

③ 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされたとき又は手形若しくは小切手が不渡りになったとき等。ただし、県が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）ないこと。

6 当社は、株主間契約（2 者以上の議決権付株主の間で締結される、SPC における議決権付株主の出資割合、議決権割合又は SPC の運営に関する全ての契約をいう。）を締結した場合又は締結後に変更した場合、その写しを県に提出すること。また、当該契約が解除又は終了した場合にはその旨県に通知すること。

7 当社は、本誓約書に関する事項につき、裁判所又は監督官庁により開示が命ぜられた場合、当社が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び当該情報を知る必要のある当社の従業員、代理人、請負人又は弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、当社と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合を除き、県の同意を得ずして第三者に開示しないこと、及び本協定の目的以外には使用しないこと。なお、県が静岡県情報公開条例等に基づき開示する場合は、この限りでない。

8 本誓約書は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本誓約書に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は静岡地方裁判所とすること。